# 第 Ⅰ 編 浜崖後退抑止工の性能照査・施工・管理マニュアル

# I-1 基本方針

T -	1	基本	:方	針

I -1.1	定義・特徴 ······ I -1- 2
I -1.2	浜崖後退抑止工の設置目的 ······ I -1-4
I -1.3	浜崖後退抑止工の適用範囲 ······I-1-5
I -1.4	想定する作用 ······ I -1- 6
I -1.5	要求性能の設定の考え方 ····· I -1-8
I -1.6	性能の照査 ······ I -1-1 2
I -1.7	浜崖後退抑止工の限界状態 ······ I -1-1 3
I -1.8	照查方法 ······ I -1-1 7
I -1.9	照査外力の設定 ······ I-1-2 (

# I-1 基本方針

# I-1.1 定 義·特 徴

本マニュアルは、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」を踏まえ、国土技術政策総合研究所とサンドパックメーカー(ナカダ産業(株)、前田工繊(株)、三井化学産資(株))が行った共同研究「海岸保全における砂袋詰め工の性能評価技術の開発」における実物大実験、現地実験、水理模型実験、袋材の試験等の検討結果等現時点の知見に基づき、浜崖後退抑止工に関する性能照査、施工、維持管理等についてとりまとめたものである。浜崖後退抑止工の設置を行う当該海岸の侵食対策計画や浜崖後退抑止工全体の配置計画については本マニュアルの活用前に別途検討がなされている前提で作成されている。

浜崖は、砂丘等に堆積した砂の自分自身の締固めと砂粒が適度な水分を保持することによる水の表面張力に起因するせん断抵抗で急斜面を維持していると考えられる。波浪が砂丘等の足元を洗うことにより砂が飽和状態となり表面張力によるせん断抵抗が失われる。そこに波浪の衝突による波力や流れが作用しせん断抵抗力を失った砂粒を流し去る。これにより急斜面下部の土砂体積が減少し、急斜面の安定を失い上部の土砂が崩壊するプロセスを繰り返すことにより後退していくと考えられる。

「浜崖後退抑止工」は、浜崖前面の砂浜上に、養浜盛土とそれを保護する不透過構造のサンドパック単体または積層体を海岸線及び浜崖と平行に設置し、浜崖下部を保護することにより波浪による浜崖の後退の第一段階である浜崖下部の土砂体積減少を緩和して、浜崖の後退を抑制する工法である。 天端高はその目的から、浜崖下部を保護する程度、計画波の打ち上げ高よりも低く設定し、計画波等の越波・遡上を許容する。この点が通常の護岸とは異なり、侵食対策に特化した護岸の一種に分類できる。設計波等の越波を許容し背後の養浜盛土や浜崖を守る点では消波堤と同じであるが、設置場所を砂浜の後浜上とし不透過構造とする点が水中に設置し消波性能を高めるために透過構造とすることが一般的な消波堤とは異なる。

サンドパック積層体の作成方法は、自立式のピラミッド状に設置することを基本とする。これは、 自立式で設置することにより、万が一一部区間のサンドパックが損傷する等して養浜盛土が流失して もサンドパック積層体で消波堤としての役割を果たし、浜崖の後退を抑制することが期待できること と、破損個所のサンドパック修復と背後の養浜盛土により浜崖後退抑止機能の回復を比較的容易に行 えることを意図したものである。

サンドパックを用いる長所としては、砂浜の砂や養浜材をサンドパック中詰め材として用いることにより安価かつ迅速に浜崖後退の抑制を図ることができ、コンクリートブロックを使えない場所に用いることができる点である。短所としては、サンドパック袋材の耐久性がコンクリートに比較して弱いために施工上留意が必要となるほか、砂浜が消失した砂礫浜海岸の波打ち際のような摩耗外力が大きい場所には寿命が短くなり適さない。また、撤去が容易であることから、構造物による効果や副作用を確認する現地実験の試験構造物、仮設物としての利用にも向いている。

### 解 説

図 I-1.1.1 に示すように、サンドパック積層体及び養浜盛土に覆砂を施し埋設型施設とすることも海 浜の保全上有効である。埋設型とする効果は、下手へ供給される沿岸漂砂の確保、サンドパック袋材の 劣化抑制、景観の改善等が挙げられる。ただし、これらの効果は、覆土した養浜材料の残存期間に依っ てしまうことに注意が必要である。

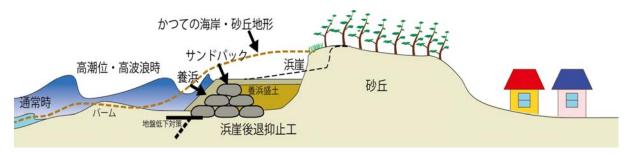


図 I-1.1.1 サンドパック工法を用いた浜崖後退防止対策工の概念図



写真 I-1.1.1 砂浜になじんだ浜崖後退抑止工

サンドパックを用いるのは、利用・環境・景観等への配慮からコンクリートをなるべく用いないことが求められる場合、今後実施する漂砂収支改善のための施策により漂砂環境が非可逆的な侵食進行状態から侵食・堆積が平衡する状態に好転することが期待される場合、工費を抑えて迅速に対策を行いたい場合等が考えられる。浜崖後退抑止工は、前面砂浜の保全・回復が期待できる浜崖に、極力高さを抑えた小さな構造物を設置することにより浜崖の後退を抑止しようとする構造物であり、サンドパックを用いる条件に適っている。

浜崖後退抑止工が保全の対象とする浜崖とは、砂丘・盛土前面に砂浜が確保され、時々来襲する時化によって生じる崖面を指している。侵食が非可逆的に進行し続ける場所で生じる浜崖は現時点のサンドパック袋材の耐久性能にとって摩耗外力が大きすぎる場合が多いことから原則対象外と整理した。また、固結した岩あるいは未固結の岩で形成された地形が波浪侵食を受けて生じる海蝕崖は、砂丘に比べて崖面を形成する岩の硬度が高く前面海浜への漂砂供給が少ないため前面の海浜幅が無いか極めて狭くなっている場合が多い。このため、前面の水深が深く来襲波浪外力が大きくなることからサンドパックの設置に適さない場合が多いと考え、原則対象外と整理した。

### I-1.2 浜崖後退抑止工の設置目的

浜崖後退抑止工は、浜崖前面に設置されるサンドパック積層体とその背後に行う養浜盛土をさし、それらが一体となって浜崖の後退を防止または抑制することを目的とする。これにより浜崖背後の砂丘等を保全でき、砂丘等が有する津波や高潮・高波からの浸水防護機能や塩害・飛砂の抑制機能の発揮を助ける。また、サンドパックは当該砂浜になじんだ色とすることができ、なるべく低く設置することから、コンクリート護岸やブロックによる良好な砂浜環境や海岸景観の喪失を軽減できる可能性がある。

## 解 説

浜崖後退抑止工のサンドパック積層体は、波が衝突した際にそれを反射させること及び乗り上げ波を 減勢させることで浜崖急斜面に海水が到達することを防ぐ、もしくは到達した波浪による流れの流速を 和らげる。さらに遡上した波の戻り流れで運び去られる砂の量をサンドパック積層体及び養浜盛土で緩 和する。これらの効果により、浜崖の新たな崩壊を抑制して崖線の後退速度を遅くする。

また、後退した砂丘等の一部を復旧するための養浜盛土の前面に活用することも可能である。この場合には不用意にサンドパック設置位置を前出しすると、遡上帯で沿岸方向に生じる浜漂砂の量を減らし下手側で侵食が生じるおそれがあるので、留意が必要である。

ここで注意すべきは、サンドパック積層体は海岸侵食の根本的な原因といわれている漂砂供給量の減少を解消するものではないこと、浜崖の後退を防止・緩和する結果下手に供給される漂砂量を減らし漂砂下手で新たな侵食を発生させる可能性もあることである。これは護岸、離岸堤、突堤、消波堤等他の既存侵食対策工も同様であるが、養浜と一体で実施される浜崖後退抑止工は、下手への漂砂供給減少の緩和を期待できる点でこれら既存侵食対策工より優れている。浜崖後退抑止工は養浜を実施する予定がある場所での設置に適している。

長期的に漂砂供給が安定している場所では、完成後の定期的な養浜が予定されていなくても、時化によって短期的・局所的に生じる侵食(ホットスポット侵食(erosional hot spot)と呼ばれる)に備える工法として適している。侵食が進む厳しい海岸においても、沿岸および流域の総合的な海岸侵食への根本対策(漂砂供給の回復措置)が達成されるまでの経過措置であれば採用は可能である。

### I-1.3 浜崖後退抑止工の適用範囲

浜崖後退抑止工は、前面に砂浜が存在する場所に設置することを原則とする。底質が細砂で構成される緩勾配砂浜海岸等波打ち際であっても摩耗外力が小さいことが確認できる海岸においては、砂浜が喪失した場所に設置することも可能とする。サンドパックは袋材の摩耗に対する耐久性がコンクリートブロックに比較して小さいことから、砂浜が消失した礫まじり海岸のような摩耗外力が大きい場所には、寿命が短くなり適さない。摩耗外力の大きさは、既に設置されているコンクリート製構造物の摩耗状況を調査することにより確認できる。また、サンドパック袋材の紫外線・加水分解による劣化抑制の観点、景観の保全・改善効果の観点からも砂浜消失海岸には適さない。

サンドパックは出来高に一定の幅を許容するので、高精度の出来高を要求する場所には適さない。 出来高に一定の幅を許容する場所に用いるものとする。

# 解 説

浜崖後退抑止工の適用可能な海岸の条件として、前面に砂浜を有する浜崖を原則としている。ただし、摩耗外力が小さいことを確認できる遠浅な砂浜海岸については前面に砂浜がなくても設置可能とする。これは、サンドパックの設置条件を規定する要素の一つである袋材の砂礫による摩耗に起因している。砂浜が消失した海岸では砂礫による摩耗外力が大きくサンドパック袋材の寿命が短くなる一方、前面に安定した砂浜を有している場合には摩耗外力が小さくなるためである。細砂で構成される遠浅の砂浜海岸では、波打ち際でも摩耗外力が大きくないのでコンクリート摩耗速度を確認した上で設置できることとした。

サンドパック袋材は紫外線・水分による劣化も生じることから自然に覆砂されやすい場所での設置が 適する。波浪によるバームの形成や飛砂による覆砂が期待できない砂浜消失海岸にはこの観点からも適 さない。なお、バーム形成や飛砂による覆砂は自然な砂浜景観を形成するので景観保全効果も高める。

遠浅砂浜海岸においては「なるべく硬いものを入れないで欲しい」や「容易にやり直しがきく方法を 用いて欲しい」という要望が寄せられる場合もある。

サンドパックは天端高の多少の不均一性を許容する工法なので、高い出来型精度を必要とする施設等には適用できない。

### I-1.4 想定する作用

浜崖後退抑止工の設計にあたって想定する作用は以下に示すものを基本とする。

- (1) 施工時の重機・ポンプ等による作用
- (2) 供用時の荷重・自重・背面養浜盛土土圧 (降雨の影響含む)
- (3) 波浪・津波の作用
- (4) 地震動の作用
- (5) 前面砂浜の地盤低下の作用
- (6) 波浪による底質砂礫の衝突・磨耗による袋材の強度劣化作用
- (7) 紫外線・水分変動による袋材強度劣化の作用
- (8) その他 (漂流物の衝突・人為的な袋材の切創・袋材の燃焼・薬品等による化学劣化の作用)

### 解 説

# (1) 施工時の重機・ポンプ等による作用

サンドパックの袋材に中詰め材を充填する際に、袋材に張力が作用する。特に、ポンプ圧送により充 填する際には静置時より大きな張力が作用する。また、サンドパックを作成後吊り上げて移動する際に も袋材に大きな張力が作用する。サンドパック積層体を作成した後、背後に養浜盛土や覆土の養浜を行 う際に重機が走行することにより袋材に静置時より大きな張力が作用する。重機の接触による袋材の損 傷が発生するおそれがある。

# (2) 供用時の荷重・自重・背面養浜盛土土圧 (降雨の影響含む)

供用後にも積層体最下段のサンドパックには、上段のサンドパック重量、養浜盛土による土圧、管理 用の走行車両等により袋材に張力が作用する。波浪越波や降雨により中詰材や養浜盛土の単位体積重量 が増すことも考慮する必要がある。

# (3)波浪・津波の作用

積層体に波浪がぶつかるとサンドパックや袋材が変形することにより袋材に静置時より大きな張力が作用する。サンドパックを移動させようとする波力・流体力も作用する。サンドパック積層体を越波する波浪では、養浜盛土や浜崖急斜面に波浪が達し、その流れが砂を持ち去ろうとする。積層体施工端やサンドパック突き合わせ部等に隙間があると、引き波時に流れが集中し、養浜盛土の流出・吸い出し等が生じる。津波が来襲した際には、サンドパック積層体に波力が作用する。越流する場合には引き波時に流れが養浜盛土を持ち去ろうとする。積層体施工端やサンドパック突き合わせ部に弱点があるとここから吸い出し・養浜材流出等が発生する。

#### (4) 地震動の作用

地震動により、サンドパック積層体には静置時より大きな土圧が作用する。

# (5) 前面砂浜の地盤低下の作用

侵食や洗掘により、前面の砂浜地盤が低下するとサンドパックが地盤低下に追随しようとして変形する。この際、サンドパック袋材には静置時より大きな張力が作用する。また、サンドパック積層体の変形が大きくなるとサンドパック突き合わせ部に開きが生じ、背後の養浜盛土が吸い出されるおそれがある。

# (6) 波浪による底質砂礫の衝突・磨耗による袋材の強度劣化作用

サンドパック積層体が露出し、波浪により底質砂礫がサンドパックに衝突するようになると、袋材を 砂礫が衝突・磨耗することにより、袋材の強度劣化が生じる。これが進行すると袋材が損傷する。

# (7) 紫外線・水分変動による袋材強度劣化の作用

サンドパック積層体が露出し、紫外線を浴びると袋材の強度劣化が生じる。また、水分による袋材の加水分解による強度劣化も生じる。これらの作用を本手引では気象要因劣化と呼ぶ。

- (8) その他(漂流物の衝突・人為的な袋材の切創・袋材の燃焼・薬品等による化学劣化の作用)
- $(1) \sim (7)$  の他、サンドパック積層体には漂流物の衝突による袋材の損傷、人為的な刃物による袋材の損傷、燃焼による袋材の損傷、薬品等による袋材の劣化等の作用が考えられる。

### I-1.5 要求性能の設定の考え方

- (1) 目的の達成、構造物の安全性について、目的達成性、修復性、安全性の観点から以下の (2) ~ (4) に従って要求性能を設定することを基本とする。
- (2) 要求性能の水準は以下を基本とする。

性能1:想定する作用によって浜崖後退抑止工としての健全性を損なわない性能 (目的達成性・安全性・修復性すべてを満足)

性能 2: 想定する作用による損傷が限定的なものにとどまり、浜崖後退抑止工としての機能 の回復がすみやかに行いうる性能(安全性・修復性を満足)

性能3:想定する作用による損傷・変形が周辺海域利用に致命的な影響を与えない性能 (安全性のみを満足→漁業者に迷惑をかけない)

(3) 浜崖後退抑止工の要求性能設定の区分は、以下を基本とする

区分1:万が一損傷すると浜崖が許容量以上に後退する場合、あるいは漁業者等沿岸域利用 者に重大な影響を与える場合

区分2:上記以外の場合

(4) 浜崖後退抑止工の要求性能は、想定する作用と浜崖後退抑止工の要求性能区分に応じて上記 (2) に示す要求性能の水準から適切に選定する。

# 解 説

(1) 浜崖後退抑止工に必要とされる性能

想定する作用に対して、設置目的との適合性、構造物の安全性について、目的達成性、安全性、修復性の観点から要求性能を設定することを基本とした。安全性とは、想定する作用による浜崖後退抑止工の変状によって人命を損なうことがない・海域利用に迷惑を及ぼすことがないようにするための性能をいう。目的達成性とは、想定する作用による変形や損傷に対して浜崖後退抑止工が有すべき浜崖の後退防止機能や後退抑止機能を維持できる性能をいう。修復性とは、想定する作用によって生じた損傷を修復できる性能をいう。

# (2) 浜崖後退抑止工の要求性能の水準

性能1は、想定する作用によって浜崖後退抑止工としての健全性を損なわない性能と定義した。性能1は、安全性、目的達成性、修復性すべてを満たすものである。浜崖後退抑止工は、サンドパックと養浜盛土で構成される構造物であり、波浪による地盤や養浜盛土の変形、降雨や地震動による軽微な変形をまったく許容しないことは不可能である。このため、性能1には通常の維持管理程度の補修で浜崖後退抑止工の機能を確保できることを意図している。

性能 2 は、想定する作用による損傷が限定的なものにとどまり、浜崖後退抑止工としての機能の回復がすみやかに行いうる性能と定義した。性能 2 は、安全性及び修復性を満たすものであり、浜崖後退抑止工の機能が応急復旧程度の作業により速やかに回復できることを意図している。

性能3は、想定する作用による損傷が、浜崖後退抑止工として致命的とならない性能と定義した。性能3は、目的達成性は満足することはできず、修復性も(災害復旧等による)施設更新を行わないと満足できないが、安全性を満たすものであり、浜崖後退抑止工に大きな変状が生じても、周辺海域への利用には致命的な影響を与えないことを意図している。

# (3) 浜崖後退抑止工の要求性能設定区分

要求性能設定の区分は、浜崖後退抑止工が損傷した場合の背後砂丘等が有する機能への影響と周辺海域利用への影響を総合的に勘案して定めることとした。砂丘等の幅・高さや背後地の資産への影響等を考慮して判断することが望ましい。

# (4) 浜崖後退抑止工の要求性能

浜崖後退抑止工で考慮する要求性能は、I-1.4 に示した想定する作用と上記(3)に示した設定区分に応じて上記(2)に示す性能の水準から適切に選定する。一般的には浜崖後退抑止工の要求性能は、 $\mathbf{表}$  I-1.5.1 を目安にするのがよい。

要求性能設定区分 区分1 区分2 想定する作用 ① 施工時荷重 性能1 性能1 ② 供用時荷重 性能1 性能1 ③ 波浪・津波 目的達成性能 性能2 性能2 波力安定性 性能1 性能1 沖合流失 性能3 性能3 吸出し・施工端への流 性能1 性能2 れ集中 レベル1津波 性能2 性能2 レベル2津波 ④ 地震動 レベル1地震動 性能1 性能2 - (性能3) - (性能3) レベル2地震動 ⑤ 前面砂浜の地盤低下 予期している低下量 性能1 性能2 それ以上の低下量 性能3 性能3 ⑥ 砂礫衝突による袋材摩耗劣化 目標寿命期間 性能1 性能2 それ以降 性能2 性能3 (7) 紫外線・水分変動による袋材劣化 目標寿命期間 性能1 性能2 それ以降 性能3 性能2 ⑧ その他 性能2 性能2

表 I-1.5.1 要求性能の例

### ① 施工時荷重の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

施工時には重機の上載荷重、中詰め材充填時のポンプ圧による荷重等が作用するとともに、養浜時には重機の走行やバケットの接触等の作用がある。これらでサンドパックの損傷が生じないよう安定している必要がある。これらの作用に対しては要求性能設定区分に関わらず性能1を要求することとした。

# ② 供用時荷重の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

サンドパックの自重や上載荷重、背後の養浜盛土等による土圧の作用に対し安定している必要がある。降雨による浸潤線の上昇を考慮した上で、これらの作用に対しては、要求性能設定区分に関わらず性能1を要求することとした。

# ③ 波浪・津波の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

波力に対する要求性能は3つの観点で設定した。1つめは、浜崖の後退を抑止する目的達成の観点からである。2つめは、積層体として設置されたサンドパックが計画波浪に対し移動しないことを要求する観点である。3つめは、前面砂浜の地盤低下等によりサンドパック積層体が崩れてサンドパックが単体で砂浜上に置かれた場合でも沖合に流失して漁場に迷惑をかけない性能を要求する観点である。

浜崖の後退量を防止・抑止する目的達成のためには、浜崖の後退量が抑止目標以下となるようサンドパック積層体の天端高さと背後の養浜盛土幅を確保する必要がある。一方、浜崖後退抑止工は、一般的な護岸とは異なり、浜崖の崖面全体・設計波浪のうちあげ高まで保護するのではなく、浜崖基部のみを3段を上限とするサンドパック積層体と背後の養浜盛土で保護するものである。天端高の設定にあたっては、サンドパック3段積及び浜崖の後退を生じさせる(安全性能を照査する外力よりも規模の小さな)外力の波浪うちあげ高程度を上限とする天端高を設定する。これはある程度の養浜盛土と浜崖の変状を許容するものであることから、養浜による機能の回復を前提とする性能2を要求することとした。

地盤低下等によりサンドパック積層体が崩れた場合に沖合流失しないことを要求される場所では、 サンドパック単体が流失しない大きさ・重量を確保すること、性能3を要求することとした。

波浪越波等による浸透でサンドパック間からの吸出し作用、引波施工端への集中に対しても安定である必要がある。明石の人工海浜における陥没事故の例を引くまでもなく、吸出しや施工端の洗掘による不陸の発生は利用者の安全に大きな影響を与えることから、要求性能設定区分1においては性能1を、要求性能設定区分2では性能2を要求することとした。

津波の作用について、特に砂浜や砂丘の変形に関しては、十分に解明されているとは言い難いことから、要求性能はレベル1津波に対してのみ性能2を要求することとした。

#### ④ 地震動の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

地震動に対する浜崖後退抑止工の要求性能としては、レベル1地震動に対してのみ性能1を要求することとし、レベル2地震動に対しては要求性能を設定しないことを基本とする。

I − 1 基本方針

### ⑤ 前面砂浜の地盤低下の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

海岸堤防や護岸の被災は、ほとんどが、前面砂浜の侵食によるものである。浜崖後退抑止工も砂浜上に設置されることから、これらの作用を受ける。これに対しては、予想される地盤低下量より低く根入れを設定することが最善の方法であるが、そのためには水替えが必要となり工費も大きくなる。次善の策として、水替えが必要ない高さを基礎根入れ高とし、地盤低下対策を施すことが考えられ、これが現実的な方策である。また、この地盤低下量を正確に予想することは現在の技術でも難しい。要求性能設定区分1では性能1を要求し、それ以外では性能2を要求することとする。また、予想を超える低下もありうることから、これに対しては性能3を設定する。

# ⑥ 砂礫衝突による袋材摩耗の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

サンドパック袋材は、波浪による砂礫の衝突による摩耗で強度が劣化する。目標寿命期間においては、これらの作用による劣化が生じた状態でも②~⑤に対して必要な強度を有していることが要求される。高い性能を要求する場所では性能1を要求し、それ以外の場所ではいくつかのパックで損傷・変状が発生しても修復性を満足する性能2を要求することとした。摩耗外力は、設置条件によって大きく異なる。当初見込みよりも砂浜の状態が安定する等すれば摩耗劣化が進まず目標寿命よりも長持ちする。目標寿命以降の期間においては、性能2あるいは性能3を要求することとした。

#### (7) 気象要因による袋材劣化の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

サンドパック袋材は、陸上で露出していると紫外線等による劣化で強度が低下する。目標寿命期間においては、これらの作用による劣化が生じた状態でも②~⑤に対して必要な強度を有していることが要求される。高い性能を要求する場所では性能1を要求し、それ以外の場所ではいくつかのパックで損傷・変状が発生しても修復性を満足する性能2を要求することとした。当初見込みよりも砂浜の状態が安定し、覆土された状態が続けば紫外線劣化が進まず目標寿命よりも長持ちする。その期間においては、性能2あるいは性能3を要求することとした。

#### ⑧ その他の作用に対する浜崖後退抑止工の要求性能

①~⑦の他、サンドパック袋材への作用として、漂流物の衝突、人為的な切創、燃焼、薬品による 劣化等が考えられる。漂流物の衝突、人為的切創、燃焼に対しては、袋材の損傷が拡大しないこと、 性能2を要求することとした。薬品による劣化については特別な場所以外では考慮しないこととし た。

#### I-1.6 性能の照査

- (1) 浜崖後退抑止工の設計にあたっては、原則として要求性能に応じて限界状態を設定し、想定する作用に対する浜崖後退抑止工の状態が限界状態を超えないことを照査する。
- (2) 設計にあたっては、前提とする浜崖後退抑止工の要求性能を実現できる施工、充填率等の品質管理、維持管理の条件を定めなければならない。
- (3)  $I-2\sim I-3$  に従って設計し、I-4 以降に基づいて施工・維持管理を行えば、上記(1)、 (2) を行ったとみなしてよい。

## 解 説

# (1)性能照査の原則

浜崖後退抑止工の性能照査の原則を示したものである。浜崖後退抑止工の設計にあたっては、要求性能に応じて限界状態を設定し、各作用に対する浜崖後退抑止工の状態が限界状態を超えないことを照査することを原則とする。

# (2) 設計の前提条件

浜崖後退抑止工の安定性、耐久性は、設計のみならず施工の良し悪し、維持管理の程度により大きく依存する。このため、設計にあたっては、前提とする施工、品質管理、維持管理の条件を定めなければならない。特にサンドパック袋材は、施工時においても、前面砂浜の低下に伴う変形時においても損傷する弱点となりやすいことから、設計にあたっては、前提とする荷重条件より悪くならないよう、前提とする強度が発揮されるよう、施工方法に応じた留意事項、中詰め材充填率の目標値と管理の方法を定める必要がある。袋材強度の劣化は、砂礫の衝突摩耗状況や紫外線の照射状況等により大きく異なることから、それらの状況が設計時に設定した状況を満足しているかどうかを把握するための点検の方法と頻度を定める必要もある。

ただし、設計時には用いる養浜盛土材料の土質を詳細に把握することは困難な場合もあることから、 事前に材料の不確実性を考慮して、設計段階で施工時の対応を検討しておくことや安全性検討で用いる 土質常数等に安全余裕を見込んでおくことが望ましい。サンドパック袋材は、現状の耐久性技術では目 標寿命期間が50年確保できない場合が多い。浜崖後退抑止工としては寿命が長い方がよいので、袋材に ついても余裕が確保されるよう努めることとする。また、サンドパックメーカーは、損傷が発生した場 合の修復方法を検討しておくこととする。

## (3) 照査の方法

これまでの実物大等の実験や現地実験、海外における経験・実績から、 $I-2\sim I-3$  に従って照査するとともに、I-4 以降の施工、品質管理、維持管理が行われる場合には、上記(1)、(2)を満足するとみなしてよい。

I-2~I-3 には、国土技術政策総合研究所等で実施した水理実験や実物大実験、現地実験の結果や、 海外のジオテキスタイルを用いたパック工法の検討・実績に基づく照査方法を示している。

### I-1.7 浜崖後退抑止工の限界状態

- (1) 性能1に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用によって生じる浜崖後退抑止工の変形・損傷が浜崖後退抑止工の設置目的(浜崖後退の防止・抑止)の達成を確保しうる 範囲内で適切に定めるものとする。
- (2) 性能2に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用によって生じる浜崖後退抑止工 の変形・損傷が修復を容易に行いうる範囲内で適切に定めるものとする。
- (3) 性能3に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用によって生じる浜崖後退抑止工の変形・損傷が、周辺海域利用への致命的な影響を防止しうる範囲内で適切に定めるものとする。

# 解 説

浜崖後退後退抑止工の要求性能に応じた限界状態の考え方及び照査項目を例示すると、**表 I -1.7.1** 及び以下のとおりである。

# (1) 性能1に対する浜崖後退抑止工の限界状態

性能1に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用によって浜崖後退抑止工としての健全性を損なわないように定めたものである。浜崖後退抑止工背後の養浜盛土の波浪越波による洗掘や変形、降雨や地震動の作用による軽微な損傷を完全に防止することは現実的ではない。このため、性能1に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、浜崖後退抑止工の目的達成性、修復性、安全性をすべて満足する観点から、浜崖後退量を許容量以下にできる状態を維持できるよう、サンドパックが波浪等により移動せず、背後の養浜盛土に利用者の安全を損なう有害な洗掘・空洞が生じず、養浜盛土に軽微な亀裂や段差が生じた場合でも平常時においての点検と補修、また、地震や高波浪後の緊急点検と緊急措置により、浜崖後退抑止工の目的達成性を確保できる限界の状態と設定すればよい。

表 I-1.7.1(1) 限界状態の考え方と照査項目(性能1)

要求性能	浜崖後退抑止工の 限界状態	構成要素	構成要素の限界状態	照査項目	照査方法
性能 1	想定する作用によって生じる浜崖と 退抑止工の変形・ 損傷が、浜崖の 損傷が、浜崖が 退を防止・抑止する機能を確保で うる限界の状態	サンドパッ ク積層体	波力や土圧(L1 地震動含む)・残留水圧に対して有害な変形を生じない(サンドパックが移動しない・吸い出しが起きる隙間が空かない) 浜崖後退量が許容量以下となる	高さ 根入れ 施工端・ 吸い出・足 田水圧 上水 上 上水 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	① うちあげ高・限界積層高②浜崖後退量③地盤低下量照査③施工端・突き合わせ処理③安定照査
		背後養浜盛土	越波による洗掘・変形 が生じても浜崖の後 退抑止に必要な高さ (積層体天端高)を維 持する。 吸出しが起きない 浜崖後退量が許容量 以下となる	越波変形	②浜崖後退量
		サンドパッ ク袋材	施す材に は 明 で の 低 体 張 が に の 低 体 張 か が 標 と な と な と な と な と な と な と な と な と な と	初期強度 劣化後強 度 損傷拡大 防止	⑥初期強度照查 ⑤劣化後強度 照查 ⑦損傷拡大抵 抗性試験

# (2) 性能 2 に対する浜崖後退抑止工の限界状態

性能 2 に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用に対する損傷が限定的なものにとどまり、浜崖後退抑止工としての目的達成性能(浜崖後退量を許容量以下にする性能)の回復を養浜やサンドパックの補修・暫定的な袋詰め玉石工の設置等によって比較的容易に行えるようにするために定めたものである。万が一、一部のサンドパック袋材が損傷を受け中詰め材が抜ける・想定以上の地盤低下で一部区間のサンドパック積層体が崩れる等して背後の養浜盛土が流失し、その一部区間で浜崖後退抑止工の目的達成性が失われても、修復性と安全性を満足する観点から、サンドパックの修復・袋詰め玉石による暫定的な積層体の構築と養浜によって浜崖後退抑止工の目的達成性能が回復できる限界の状態を限界状態として設定すればよい。

表 I-1.7.1(2) 限界状態の考え方と照査項目(性能2)

要求性能	浜崖後退抑止工の 限界状態	構成要素	構成要素の限界状 態	照査項目	照査方法
性能2	想定する作用によって生じる浜崖後 退抑止工の変形・	サンドパッ ク積層体	万が一一部のサンドパックの袋材が 損傷し背面養浜盛	高さ	① うちあげ高・限界積層高
	損傷が、修復を容 易に行いうる限界 の状態		土が流失した場合 でも、養浜盛土の修 復に対して有害な	根入れ	③地盤低下量 照査
			変形を生じない(自立構造であること)	施工端・吸い 出し	③施工端・突き 合わせ処理
				土圧•残留水 圧安定性	③安定照査
				波力安定性	③重量照査
		背後養浜盛 土	養浜盛土が流失し ても修復可能であ ること	養浜盛土幅	②養浜盛土修復施工性照査
		サンドパッ ク袋材	施工時に袋材に作 用する張力によっ	初期強度	⑥初期強度照 查
			て袋材が破れない 目標とする寿命の	劣化後強度	⑤劣化後強度 照査
			期間に劣化により 低下した強で作って を表がいい。 ではない がいりでは、 がいりでも でない がいがいでいた。 がいてい がいていたがいたいがない。 はいいがいたいがない。 はいいがいたいがいたいがない。 はいいがいたいがいたいがいたいがいたい。 はいいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいた。 はいいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいがいたいが	損傷拡大防止	⑦損傷拡大抵抗性試験

# 第 I 編 浜崖後退抑止工の性能照査・施工・管理マニュアル

# I-1 基本方針

# (3)性能3に対する浜崖後退抑止工の限界状態

性能3に対する浜崖後退抑止工の限界状態は、想定する作用に対する損傷・変形が生じても周辺海岸の利用者に致命的な影響を与えないようにするために定めたものである。浜崖後退抑止工の目的達成性や修復性が失われても、安全性を満足する観点から、サンドパックの積層体が崩れても沖合に流失して周辺海域利用者に致命的な悪影響を与えないようにできる限界の状態を限界状態として設定すればよい。

表 I-1.7.1(3) 限界状態の考え方と照査項目(性能3)

要求性能	浜崖後退抑止工の限 界状態	構成要素	構成要素の限界状態	照査項目	照査方法
性能3	想定する作用によって生じる浜崖後退抑止工の変形・損傷が、 周辺海域の利用への 致命的な影響を防止	サンドパッ ク単体	変形によって崩れたサ ンドパックが波浪によ って沖合に流失しない	波力によ る沖合流 失	④重量照査
	しうる限界の状態 目標寿命期間経過 後、適切な点検によ り更新時期を見逃さ	サンドパッ ク袋材	目標とする寿命の期間 に劣化により低下した 強度で単体の状態で作	劣化後強 度	⑤劣化後強度 照査
ない状態		用する張力によって袋 材が破れない 漂流物で袋材に穴があ いても穴が拡大しない 目標寿命期間経過後、 適切な点検により更新 時期を見逃さない	損傷拡大 防止	⑦損傷拡大抵 抗性試験	
			劣化点検	<ul><li>⑧劣化状態の 点検体制</li></ul>	

### I-1.8 照査方法

照査は、浜崖後退抑止工の全体、構成部分ごとに、想定する作用、限界状態に応じて適切な方法に 基づいて行うものとする。

### 解 説

照査に際しては、考慮する作用及び限界状態に応じて、適切な手法を選定する必要がある。

浜崖後退抑止工は、サンドパック積層体、背面養浜盛土から構成され、サンドパックは袋材と中詰材により構成される。性能照査の対象は、①サンドパック積層体と②背面養浜盛土の波浪越波に対する浜崖後退抑止機能、③サンドパック積層体の各種荷重・波浪・地盤低下に対する安定性、④サンドパック単体の波浪に対する安定性、⑤劣化も考慮したサンドパック袋材強度の各種荷重等に対する安全性、⑦袋材の損傷が発生した場合の損傷拡大に対する安全性に分けられる。このほか、サンドパック袋材については、⑥施工時荷重に対する安全性についても照査が必要である。

実際の設計手順と照査の関係を図 I-1.8.1 に示す。設計の手順から考えた場合、照査は、浜崖後退抑止工の照査とサンドパック袋材の照査に分けることができる。浜崖後退抑止工の照査は、設計の横断面図、平面図を作成する段階にあたる。この中で波力や土圧・地震動等に対して必要なサンドパックの大きさ・重量等の諸元も設定されることになる。サンドパック袋材の照査は、浜崖後退抑止工の照査で設定された横断形状やパック諸元、目標寿命、摩耗外力等の設置環境からサンドパック袋材の強度が満足するか確認するとともに、施工方法等で決まる施工外力に対しての安全性の確認、その他劣化の影響、環境への影響について確認することになる。

照査の方法は、構成要素ごとに  $I-2\sim I-3$  に示される。 I-2 は浜崖後退抑止工の照査、 I-3 はサンドパック袋材の照査にあたる。照査方法には、論理的な妥当性を有する方法や実験等による検証がなされた解析手法によるものもある一方、論理的な妥当性までは確認できないが、現地で起こっている現象の促進試験や一定期間の試験結果の外挿による照査も含まれる。また、定性的に確認する試験等定量的照査でないものもあるが、ここでは便宜上同列に扱うこととする。

構成更表の限界化能	昭本項目	照査方法
	,	*** **
性能 1	浜崖後退量	②浜崖後退量照査
浜崖後退量を許容量以下とする		
性能1	高さ	①うちあげ高・限界積層高
波力や土圧 (L1 地震動含む)・残留		
水圧に対して有害な変形を生じな	根入れ	③地盤低下量照査
い(サンドパックが移動しない・吸		
い出しが起きる隙間が空かない)	施工端・吸い出し	③施工端・突き合わせ処理
	土圧・残留水圧安	③安定照査
	定性	
	波力安定性	④重量照査
	性能1 波力や土圧(L1地震動含む)・残留 水圧に対して有害な変形を生じない(サンドパックが移動しない・吸	性能 1 浜崖後退量を許容量以下とする浜崖後退量性能 1 波力や土圧(L1 地震動含む)・残留 水圧に対して有害な変形を生じない(サンドパックが移動しない・吸い出しが起きる隙間が空かない)根入れ・ ・ ・ ・ ・ ・ 

表 I-1.8.1 構成要素毎の照査方法

表 I-1.8.1 構成要素毎の照査方法

構成要素	構成要素の限界状態	照査項目	照査方法
サンドパッ	性能 2	高さ	①うちあげ高・限界積層高
ク積層体	万が一一部のサンドパックの袋材	根入れ	③地盤低下量照査
	が損傷し背面養浜盛土が流失した	施工端・吸い出し	③施工端・突き合わせ処理
	場合でも、養浜盛土の修復に対して	土圧·残留水圧安	③安定照査
	有害な変形を生じない(自立構造で	定性	
	あること)	波力安定性	③重量照査
背後養浜盛	性能1	越波変形	②越波変形照査
土	越波による洗掘・変形が生じても浜		
	崖の後退抑止に必要な高さ(積層体		
	天端高)を維持する。吸出しが起き		
北沙美汇成	ない	<b>学</b> 汇 战 [ 47]	
背後養浜盛	性能2	養浜盛土幅	②養浜盛土修復施工性照
土	養浜盛土が流失しても修復可能で		查
サンドパッ	<u>あること</u> 性能 1	初期強度	⑥初期強度照査
リンドハツ   ク袋材	性能 1   施工時に袋材に作用する張力によ	-	⑤劣化後強度照査
7 3271	って袋材が破れない	損傷拡大防止	⑦損傷拡大抵抗性試験
	目標とする寿命の期間に劣化によ	頂例加入例址	
	り低下した強度で積層体の状態で		
	作用する張力によって袋材が破れ		
	ない		
	人為的切創・燃焼・漂流物で袋材に		
	穴があいても損傷が拡大しない		
11 5 . 10 . 0	III. Alt. O		
サンドパッ ク袋材	性能2	初期強度	⑥初期強度照査
ク教例	施工時に袋材に作用する張力によって袋材が破れない	劣化後強度	⑤劣化後強度照査
	目標とする寿命の期間に劣化によ	損傷拡大防止	⑦損傷拡大抵抗性試験
	り低下した強度で積層体の状態で		
	作用する張力によって袋材が破れ		
	ない		
	人為的切創・燃焼・漂流物で袋材に		
	穴があいても損傷が拡大しない		
サンドパッ	性能3	劣化後強度	⑤劣化後強度照査
ク袋材	目標とする寿命の期間に劣化によ		
	り低下した強度で単体の状態で作		
	用する張力によって袋材が破れな		
	い 漂流物で袋材に穴があいても損傷		
	奈価物で表材に入かめいても損傷   が拡大しない		
	日標寿命期間経過後、適切な点検に		
	より更新時期を見逃さない		
サンドパッ	性能3	波力による沖合流	<ul><li>④重量照査</li></ul>
ク単体	変形によって崩れたサンドパック	失	
	が波浪によって沖合に流失しない		
	2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		

# ①②浜崖後退量

(計画波浪・設計波浪のうちあげ高・積層体高・養浜盛 士高・浜崖高さ) 12修復性

(自立構造・養浜施工性・バック修復性)

34波力等安定性 計画波浪·法勾配·積層体高) ②③斜面安定 (含水条件・水平方向慣性力) (背面盛土材料・中詰材料)

③根入れ・吸い出し・施工端処理 (地盤低下量・突合せ構造・施工端構造)

平面図(施工端処理・吸い出し対策)

サンドパック諸元(大きさ・重量)

断面図(サンドパック積層体天端高・法勾配・根入れ高・前面地盤低下対策、 背面養浜盛土高・幅)



⑤劣化後の袋材強度

(バック大きさ・横断形状・目標寿命・コンクリート摩耗速度)

⑥施工時の袋材強度 (バック諸元・横断形状・施工方法)

⑤その他袋材劣化 (設置環境)

⑤⑥中詰材保持性能

⑤環境への影響 (要求色彩·有害物質溶出) ⑦点検·維持管理体制 (劣化兆候踏まえた点検方法·体制)

サンドパック袋材スペック(劣化後強度・初期強度・開孔径・色・各種試験成績)

点検・維持管理体制(更新時期を見逃さない点検・維持管理体制)

:照査項目 ( ):照査に必要な外力・条件等 (

:設計結果等

図 I-1.8.1 実際に考えられる設計フロー

# I-1.9 照査外力の設定

要求性能の照査にあたって、それぞれの要求性能の目的に適う照査外力を設定する。

- 1)施工時:サンドパック自重、重機・養浜等上載荷重、充填ポンプ圧、つりあげ荷重
- 2) 供用時:サンドパック自重、重機・養浜等上載荷重、残留水圧
- 3) 波浪・津波と地盤低下:計画波浪・設計波浪うちあげ高、波力、津波高、地盤低下量、吸出し、 施工端引波集中
- 4) 地震動:L1 地震動水平方向慣性力
- 5) 袋材の強度劣化:コンクリート摩耗量、紫外線・加水分解暴露時間
- 6) その他:損傷状態での供用時張力、たき火等

# 解 説

表 I-1.9.1 に想定する作用と照査外力の設定例を示す。詳細は I-2、 I-3 を参照されたい。

表 I-1.9.1 想定する作用と照査外力

想定する作用		考慮する外力・荷重
施工時	重機	サンドパック自重
	充填用ポンプ	養浜盛土・重機上載荷重
		つりあげ・ポンプ圧による荷重
供用時	重機の走行	サンドパック自重
		養浜盛土・重機上載荷重
		降雨等による残留水圧
波浪・津波作用時	浜崖後退波浪	うちあげ高
	設計波浪	波力+地盤低下+浜崖後退+
		サンドパック沖合流失+吸出
		し・施工端引波集中
	津波	設計津波
地震動の作用	レベル1地震動	水平加速度による慣性力
	レベル2地震動	_
サンドパック袋材の強度劣	砂礫衝突による摩耗	コンクリート摩耗量
化・破損	気象要因劣化	紫外線+加水暴露時間
	人為切創・漂流物衝突・燃焼等	左記の作用によるサンドパッ
		ク袋材の損傷状態での張力